



鳥取県公報

平成 22 年 12 月 3 日 (金)
第 8 2 5 1 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生産出荷近代化計画の変更 (698) (生産振興課) 2
	保安林の指定予定 (3 件) (699~701) (森林・林業総室) 2
	出納員の権限に属する事務の一部の委任 (702) (会計指導課) 4
	指定居宅サービス事業者の廃止 (703) (東部総合事務所福祉保健局) 4
	指定介護予防サービス事業者の廃止 (704) (〃) 4
	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (705) (西部総合事務所県民局) 5
	鳥取県立大山駐車場の利用料金の一部改正 (706) (〃) 5
	指定居宅サービス事業者の廃止 (707) (西部総合事務所福祉保健局) 6
	指定介護予防サービス事業者の廃止 (708) (〃) 6
	障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の事業所の変更の届出 (709) (〃) 7
	障害者自立支援法による指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出 (710) (〃) 7
	開発行為に関する工事の完了 (711) (西部総合事務所生活環境局) 7
◇ 人委告示	選考により採用又は昇任させる職の一部改正 (2) (任用課) 8
◇ 調達公告	制限付一般競争入札の実施 (広報課) 9

告 示

鳥取県告示第698号

野菜生産出荷安定法（昭和41年法律第103号）第8条第1項の規定に基づき定めた生産出荷近代化計画を次のとおり変更したので、同法第9条第1項の規定により告示する。

平成22年12月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

変更に係る生産出荷近代化計画の野菜指定産地及び指定野菜の種別

野菜指定産地	指定野菜の種別
鳥取県中部	秋冬ねぎ
鳥取中部	夏秋キャベツ
鳥取中部	冬キャベツ

（「次のとおり」は省略し、その変更後の計画書を鳥取県農林水産部生産振興課に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第699号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年12月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所
倉吉市倅谷字矢谷363
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - （1）立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - （2）立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第700号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年12月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所
東伯郡琴浦町大字中村字小ヒラ谷306の1、306の6から306の12まで
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、琴浦町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び琴浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第701号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年12月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 (1) 保安林予定森林の所在場所
東伯郡琴浦町大字佐崎字小坂ノ上275
- (2) 指定の目的
土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、琴浦町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 2 (1) 保安林予定森林の所在場所
東伯郡琴浦町大字太一垣字シコ谷616の114、字シコ谷東平597、598、字萩谷623から628まで、字長谷口西平676の1
- (2) 指定の目的
土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、琴浦町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

する。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び琴浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第702号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、出納員をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示する。

平成22年12月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委任させた事務

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）第2条第1項第226号に規定する転飼の許可に係る手数料の収納事務

2 委任を受けた分任出納員

鳥取県農林水産部鳥取家畜保健衛生所
副主幹 福田 隆二

3 委任期間

平成22年12月1日から平成23年2月28日まで

鳥取県告示第703号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成22年12月3日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止の届出を受理した年月日	サービスの種類
林 兼之亮	林本通薬局	鳥取市末広温泉町126	平成22年11月24日	居宅療養管理指導

鳥取県告示第704号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成22年12月3日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止の届出を受理した年月日	サービスの種類
林 兼之亮	林本通薬局	鳥取市末広温泉町 126	平成22年11月24日	介護予防居宅療養 管理指導

鳥取県告示第705号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成23年1月25日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成22年12月3日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

- 1 申請のあった年月日
平成22年11月25日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
NPO法人ライヴ
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
大田 百子
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
米子市淀江町中間691
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、障がい者に対して、在宅生活と社会参加を支援するための事業を行い、ノーマライゼーション社会の実現に寄与することを目的とする。

鳥取県告示第706号

平成21年鳥取県告示第212号（鳥取県立大山駐車場の利用料金について）により告示した利用料金を変更することについて、鳥取県立大山駐車場の設置及び管理に関する条例（平成17年鳥取県条例第69号）第11条第2項の規定に基づき平成22年11月26日承認したので、当該告示を次のように改正し、同条第3項の規定により告示する。

平成22年12月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後	改正前
1 利用料金 (1) 大山国立公園駐車場 <u>ア 大山スキー場の営業を開始する日から翌年の大</u>	1 利用料金 (1) 大山国立公園駐車場

山スキー場の営業を終了する日までの期間			
区 分	単 位	金 額	
乗用車(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「日曜日等」という。))	略		
乗用車(日曜日等以外の日)	1台1日につき	500円	
大型バス	1台1日につき	2,400円	
略			
備考 略			
イ ア以外の期間 無料			
(2)及び(3) 略			
2 略			

区 分	単 位	金 額	
乗用車	略		
大型バス	1台1日につき	2,400円	
略			
備考 略			
(2)及び(3) 略			
2 略			

附 則

この告示は、平成22年12月3日から施行する。

鳥取県告示第707号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成22年12月3日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止の届出を受理した年月日	サービスの種類
有限会社ライブアシスト	ライブアシスト訪問看護ステーション	米子市角盤町一丁目3-11	平成22年11月16日	訪問看護

鳥取県告示第708号

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成22年12月3日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止の届出を受理した年月日	サービスの種類
有限会社ライブアシスト	ライブアシスト訪問看護ステーション	米子市角盤町一丁目3-11	平成22年11月16日	介護予防訪問看護

鳥取県告示第709号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から当該指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成22年12月3日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	変更年月日
社会福祉法人トマトの会	東伯郡北栄町北条島366	ヘルパーステーショントマトよなご	米子市東福原六丁目2-22	居宅介護、重度訪問介護	平成22年11月13日

鳥取県告示第710号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成22年12月3日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
有限会社セイフティケア	米子市旗ヶ崎七丁目11-21	有限会社セイフティケア	米子市旗ヶ崎七丁目11-21	居宅介護、重度訪問介護	平成22年11月25日

鳥取県告示第711号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

平成22年12月3日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

- 1 開発許可の年月日及び番号
平成22年8月20日 鳥取県指令第201000085642号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
境港市上道町字瀬向及び字川岸
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
境港市上道町60
松下 信雄

人 事 委 員 会 告 示

鳥取県人事委員会告示第2号

平成18年鳥取県人事委員会告示第1号（選考により採用又は昇任させる職について）の一部を次のように改正し、平成22年12月3日から施行する。

平成22年12月3日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>1 規則第19条第2項に規定する人事委員会が定める職</p> <p>(1) 常に選考によるものとするが、実施に当たりあらかじめ人事委員会の承認を要するもの 心理療法士の職、心理判定員の職、児童自立支援専門員の職、児童生活支援員の職、児童指導員の職、歯科衛生士の職、臨床検査技師の職、診療放射線技師の職、理学療法士の職、助産師の職、職業訓練指導員の職、計量士の職、船舶乗組員の職、学芸員の職、速記者の職、機械技術の職、電子工学技術の職、生物工学技術の職、講師の職、有機化学技術の職、臨床心理士の職、言語聴覚士の職、視能訓練士の職、プログラムの職、社会教育主事の職務に準ずる職務に従事する職員の職、介助職員の職、作業療法士の職、学芸員の職務に準ずる職務に従事する職員の職、医療ソーシャルワーカーの職、診療情報管理士の職、物質工学技術の職、<u>文化財主事の職及び生態系環境技術の職</u></p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>2 略</p>	<p>1 規則第19条第2項に規定する人事委員会が定める職</p> <p>(1) 常に選考によるものとするが、実施に当たりあらかじめ人事委員会の承認を要するもの 心理療法士の職、心理判定員の職、児童自立支援専門員の職、児童生活支援員の職、児童指導員の職、歯科衛生士の職、臨床検査技師の職、診療放射線技師の職、理学療法士の職、助産師の職、職業訓練指導員の職、計量士の職、船舶乗組員の職、学芸員の職、速記者の職、機械技術の職、電子工学技術の職、生物工学技術の職、講師の職、有機化学技術の職、臨床心理士の職、言語聴覚士の職、視能訓練士の職、プログラムの職、社会教育主事の職務に準ずる職務に従事する職員の職、介助職員の職、作業療法士の職、学芸員の職務に準ずる職務に従事する職員の職、医療ソーシャルワーカーの職、診療情報管理士の職、物質工学技術の職及び<u>文化財主事の職</u></p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>2 略</p>

調 達 公 告

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年12月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 売払内容

(1) 売り払う権利

鳥取県の広報紙とっとり県政だよりの平成23年4月号から平成24年3月号までの各号の20面の広告枠へ広告を掲載する権利

(2) 広告枠の仕様及び数量

ア 広告枠の位置・枠数 5段組の上から4段目及び5段目を各1枠とする計2枠（1月当たり）

イ 広告枠の規格 1枠当たり44mm×176mm

ウ 詳細は、入札説明書による。

(3) 入札方法

入札金額は、(1)に掲げる権利に係る1月当たりの単価を記載すること。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

この入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成21年鳥取県告示第717号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分がイベント・広告・企画の広告・広報に登録されている者であること。

なお、この入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成22年12月10日（金）午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

(3) 平成22年12月3日（金）から平成23年1月11日（火）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定に基づく指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 鳥取県内に本店、支店、営業所等を有する者であること。

3 契約担当部局

鳥取県統轄監広報課

4 入札手続等

(1) 入札に関する書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県統轄監広報課

電話 0857-26-7840

電子メールアドレス kouhou@pref.tottori.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室物品調達担当

電話 0857-26-7433

(3) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、(1)の場所で平成22年12月3日(金)から同月22日(水)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に交付する。

(4) 郵便等による入札

不可とする。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成23年1月11日(火)午後2時

鳥取県庁統轄監・総務部会議室(鳥取県庁本庁舎3階)

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成22年12月22日(水)午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額に12月を乗じて得た金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、会計規則第123条第2項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号)第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額に12月を乗じて得た金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第2項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格以上の額で最高価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

詳細は、入札説明書による。